

## 建設工事の入札に参加される皆様へ

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額に関わらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

本町におきましては、工事費内訳書の提出について、設計金額が3,000万円を超える建設工事を対象としていましたが、平成27年4月から、すべての建設工事を対象とする取扱いとしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 工事費内訳書の提出について

(改正前)

設計金額が3,000万円を超える建設工事

(改正後)

すべての建設工事

#### 2. 適用

平成27年4月1日以降の入札公告及び指名通知案件から適用します。

#### 3. その他

工事費内訳書は、別添の記入例を参考としてください。